

漁船は、漁船以外の船舶と比較して、一般的に乗組基準が緩和されているが、100海里内で操業する20トン以上24m未満の漁船については、機関士1名の配乗が必要であり、プレジャーボートより厳しくなっている。

## 漁 船

## プレジャーボート

《船 舶》

機関士が必要

《船 舶》

機関士が必要

24m  
(約80トン)

《船 舶》

機関士が必要

《小型船舶》

機関士が不要  
(100海里以内)

20トン

《小型船舶》

機関士が不要  
(100海里以内)

機関士が不要  
(100海里以内)

100海里超の場合は、6級機関士が必要

## 船舶職員及び小型船舶操縦者法関係法令

### 船舶職員及び小型船舶操縦者法

(定義)

#### 第二条

4 この法律において「小型船舶操縦者」とは、小型船舶（総トン数二十トン未満の船舶及び一人で操縦を行う構造の船舶であつてその運航及び機関の運転に関する業務の内容が総トン数二十トン未満の船舶と同等であるものとして国土交通省令で定める総トン数二十トン以上の船舶をいう。以下同じ。）の船長をいう。

### 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則

(国土交通省令で定める小型船舶)

第二条の七 法第二条第四項の国土交通省令で定める総トン数二十トン以上の船舶は、スポーツ又はレクリエーションの用のみに供する船舶として国土交通大臣が告示で定める基準に適合すると認められる長さ二十四メートル未満の船舶とする

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条の七の国土交通大臣が告示で定める基準)

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十一号)第二条の七の国土交通大臣が告示で定める基準を次のように定め、平成十五年六月一日から適用する。

1 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条の七の国土交通大臣が告示で定める基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる法律の適用を受ける事業の用に供する船舶でないこと。

イ 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)

ロ 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)

二 漁船、官公庁船その他の業務のために使用される船舶でないこと。

2 前項の基準に適合しない船舶であっても、その利用形態に照らし、スポーツ又はレクリエーションの用のみに供する船舶と同等であると国土交通大臣が特に認めるものについては、前項の基準に適合するものとする